

資料5 中間報告 (仮称) 稲城市まちづくり条例 構成案

主な構成	概要	備考
1 総則		
目的		
	<p>〈基本的な考え方〉 本条例の役割や取り扱う守備範囲について明記する。</p> <p>〈論点・検討事項〉 目指すまちづくりの内容 など</p>	
この条例でいうまちづくりとは？		
	<p>〈基本的な考え方〉</p> <p>〈論点・検討事項〉</p>	
権利と責務		
	<p>〈基本的な考え方〉 市民・事業者・市が協働してまちづくりを行なうために、それぞれの権利と責務を定める。</p> <p>〈論点・検討事項〉 それぞれの責務の範囲 義務／努力義務の検討 など</p>	
まちづくりに関する計画		
	<p>〈基本的な考え方〉 本条例が立脚するまちづくりの内容の根拠となる計画を示す。 例) 稲城市都市計画マスタープラン</p> <p>〈論点・検討事項〉 緑の基本計画などの関連計画をどこまで掲載するか など</p>	
定義		
	<p>〈基本的な考え方〉 本条例に出てくるキーワードについて定めます。</p> <p>〈論点・検討事項〉 市民・地権者・事業者の定義、開発事業の種別（特定事業など） など</p>	
その他		
	<p>〈基本的な考え方〉</p> <p>〈論点・検討事項〉</p>	

主な構成	概要	備考
2 市民参加のまちづくり		
都市計画法等に基づくまちづくり		
	<p>〈基本的な考え方〉 地区計画等の申し出などについて定めます。</p> <p>〈論点・検討事項〉 要件・手続き など</p>	
協働によるまちづくり（いい名称をみんなで考えましょう！）		
	<p>〈基本的な考え方〉 市民提起型のまちづくり（駅前空間の活用による地域活性化やコミュニティ形成に資する市民活動など）を稲城市独自の制度として位置付ける。</p> <p>〈論点・検討事項〉 対象とする活動の範囲、活動や団体の認定の要件・手続き、報告市による支援内容 など</p>	本条例の特徴
その他		
	<p>〈基本的な考え方〉</p> <p>〈論点・検討事項〉</p>	

主な構成	概要	備考
3 開発調整		
大規模土地取引		
	<p>〈基本的な考え方〉 影響の大きい大規模な土地の取引については、早い段階で把握し、対応を図る。</p> <p>〈論点・検討事項〉 手続きを事前とするか、事後とするか？ 取引対象、対象面積、実行性 など</p>	
特定事業（大規模開発＋特定用途）		
	<p>〈基本的な考え方〉 影響の大きい大規模開発や特定の用途について、手続きを丁寧に行うなどの、対応を図る。</p> <p>〈論点・検討事項〉 対象の詳細検討：別紙参照、市の事業を対象とするか 手続き</p>	
開発許可・建築確認の事前協議		
	<p>〈基本的な考え方〉 これまでの要綱をベースに。</p> <p>〈論点・検討事項〉</p>	
基準		
	<p>〈基本的な考え方〉 法に基づく委任基準と条例に基づく任意基準を設ける。 市が既存条例・要綱で定めている基準を精査・整理する。</p> <p>〈論点・検討事項〉 法定基準・任意基準の内容精査</p>	
その他		
	<p>〈基本的な考え方〉</p> <p>〈論点・検討事項〉</p>	

主な構成	概要	備考
4 第三者機関		
第三者機関の種類と所掌事項		
	<p>〈基本的な考え方〉 審議会、委員会、調整会等が考えられます。</p> <p>〈論点・検討事項〉 条例で求められる機能や役割に応じてどのような組織や構成メンバーとするか。</p>	
構成		
	<p>〈基本的な考え方〉 学識経験者、専門家、市民を基本に考えます。</p> <p>〈論点・検討事項〉</p>	
その他		
	<p>〈基本的な考え方〉</p> <p>〈論点・検討事項〉</p>	

主な構成	概要	備考
5 その他		
実効性の確保		
	<p data-bbox="328 353 584 389">〈基本的な考え方〉</p> <p data-bbox="328 499 584 535">〈論点・検討事項〉</p> <p data-bbox="344 546 831 582">勧告・命令・公表などをどうするか。</p>	
その他		
	<p data-bbox="328 689 584 725">〈基本的な考え方〉</p> <p data-bbox="328 835 584 871">〈論点・検討事項〉</p>	